

男女共同参画週間

男女が、互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる社会をめざした「男女共同参画社会基本法」の目的及び基本理念に関する理解を深めるため、毎年6月23日から29日までの1週間を『男女共同参画週間』としています。

1999（平成11）年6月23日 男女共同参画社会基本法公布・施行

基本法では、男女共同参画社会を実現するための5本の柱（基本理念）を掲げ、行政（国、地方公共団体）と、国民それぞれが果たすべき役割（責務、基本的施策）を定めています。

学校で
家庭で

職場で
地域で



家庭生活における
活動と他の活動の両立

男女が対等な家族の構成員として、互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動等ができるようにする必要があります。

社会における制度又は
慣行についての配慮

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるように社会の制度や慣行の在り方を考える必要があります。

男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性もひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保する必要があります。

国際的協調

男女共同参画づくりのために、国際社会と共に歩むことも大切です。他の国々や国際機関と相互に協力して取り組む必要があります。

政策等の立案及び
決定への共同参画

男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野において方針の決定に参画できる機会を確保する必要があります。

男女共同参画社会を実現するための5本の柱 〈基本理念〉

男女共同参画社会とは

男女共同参画社会基本法 第2条

一 男女共同参画¹社会の形成 「男女が、社会の対等な構成員²として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画³する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき⁴社会」のこと。

二 積極的改善措置（ポジティブ・アクション*） 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。

1 参画

「参画」とは、単なる参加ではなく、より積極的に意思決定過程に加わるという意味が込められています。

2 社会の対等な構成員

男女双方とも本質的に社会の責任ある構成員であり、男女が権利、義務の対等な関係を持っているということを示しています。

3 自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画

「活動に参画」するのは「自らの意思によって」という主体的な選択によるものであり、強要、強制されるものではないということを示しています。

4 男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき

男女という性別によって利益に違いが生ずるのではなく、男女が個人の能力によって均等に参画する機会が確保されることにより、個人の能力に応じて均等に利益を享受できるとともに、責任の担い方に違いがあるのではなく、男女が社会の対等な構成員としてともに責任を担うことです。